

佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第50号

佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例

佐賀県卸売市場条例（昭和46年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(許可の基準) 第4条 知事は、法第55条又は法第58条第1項の規定による許可の申請が次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。 (1)・(2) 略	(許可の基準) 第4条 知事は、法第55条又は法第58条第1項の規定による許可の申請が次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u> （平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。 (4) <u>申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u> 第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。 (5) <u>申請者が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u> であるとき。 (6) <u>申請者が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u> であるとき。 (7) <u>申請者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u> であるとき。 (8) <u>申請者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u> であるとき。 (9) <u>申請者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこ</u>

改正前	改正後
<p>(認可の基準)</p> <p>第9条 知事は、開設者に係る第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その認可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>れらを利用している者であるとき。</p> <p>(10) 申請者が、役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第4号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人であるとき。</p> <p>(11) 申請者が、第4号から第9号までに掲げる者から、その経営に実質的な関与を受けている法人その他の団体又は個人であるとき。</p> <p>(認可の基準)</p> <p>第9条 知事は、開設者に係る第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その認可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その申請に係る譲受人等が、暴力団であるとき。</p> <p>(5) その申請に係る譲受人等が、暴力団員であるとき。</p> <p>(6) その申請に係る譲受人等が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(7) その申請に係る譲受人等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者であるとき。</p> <p>(8) その申請に係る譲受人等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者であるとき。</p> <p>(9) その申請に係る譲受人等が、暴力団又は暴力団員と社会的</p>

改正前	改正後
<p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、卸売業者に係る第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項の認可の申請があった場合において、その申請に係る譲受人等が第1項第1号、<u>第2号若しくは第3号</u>に規定する者に該当するとき、又はその申請に係る譲受人等が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、その認可をしてはならない。</p>	<p>に非難されるべき関係を有している者であるとき。</p> <p>(10) その申請に係る譲受人等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者であるとき。</p> <p>(11) その申請に係る譲受人等が、役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第5号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人であるとき。</p> <p>(12) その申請に係る譲受人等が、第5号から第10号までに掲げる者から、その経営に実質的な関与を受けている法人その他の団体又は個人であるとき。</p> <p>(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、卸売業者に係る第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項の認可の申請があった場合において、その申請に係る譲受人等が第1項第1号から第12号までに規定する者のいづれかに該当するとき、又はその申請に係る譲受人等が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、その認可をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。